

市民税額の見方

次の市民税決定通知書は市民税が給与天引きの方に、毎年6月中に勤務先の会社等から配布されます。市民税が給与天引きでない方には、市民税課から市民税納税通知書を送付しています。

令和元年度		給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得	総所得③ 山林所得
所得控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者特別 扶 養 基 礎	控除 控除 控除 控除 控除 控除
(概要)		住宅借入特別控除市 24,240 円	住宅借入特別控除県 16,160
市民税	税額控除額④ 所得割額⑥ 96,300 均等割額⑦ 3,500		

利用者負担額計算には、24,240 の額を用います。

計算例

① 父、母、5歳、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:96,300円+母:0円)

住宅借入特別控除(市民税額控除) 24,240円

96,300円 + 24,240円 = 120,540円

利用者負担額算定に住宅ローン控除、寄付金控除等の適用はありませんので、控除額を足し戻します。

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD3

5歳児は幼児教育・保育の無償化のため0円

2歳児は、未就学児多子軽減で半額となるため、40,900円の半額で20,450円

② 母、小学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額 母:65,300円 住宅借入特別控除等 なし

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はC9

2歳児は、階層C9の第2子のため無料

③ 父、母、大学生、中学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額(父:188,600円+母:155,000円)=343,600円 住宅借入特別控除等 なし

利用者負担額表の市町村民税所得割額から、階層はD6

県の利用者負担額の免除のため申請により無料